

令和 4 年 4 月 1 2 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会長

中 川 俊 男

（公印省略）

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について関係通知等（事業実施要綱、交付要綱、事務連絡、Q&A 等）が発出されました。

同事業の内容は、基本的には令和 3 年度による同名事業を踏襲しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は見込み難いことから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の実施については、当面の対応として新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業は 7 月までの期間中とし、それ以外の事業は令和 4 年 9 月末までとしており、10 月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会や関係医療機関等への周知方につきよろしくお願いいたします。また、貴都道府県における事業実施計画の立案関与や関連事項の協議、病院団体等の医療関係団体との連携につきましても、よろしくお願い申し上げます。

おって、今般の追加を踏まえた事務連絡や Q & A の全文は、下記厚生労働省 WEB サイトの 2022 年 4 月 1 日欄に掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

医政発 0401 第 23 号
健 発 0401 第 3 号
薬生発 0401 第 23 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり、「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」を定め、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は見込み難いことから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の実施については、当面の対応として新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業は 7 月までの期間中とし、それ以外の事業は令和 4 年 9 月末までとしており、10 月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとしている。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。